

木材利用ポイント延長のお知らせ



株式会社 花島産業

消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動減等を回避するため、木造住宅の建築や木材製品の購入等にポイントを付与する木材利用ポイント事業を引き続き実施します。

木造住宅の建築、内装・外装の木質化、木材製品・木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入の際に、木材利用ポイントを発行し、地域の農林水産品、農山漁村地域における体験型旅行、商品券との交換等を行う取組を実施します。

【ポイント発行対象】

○ 平成25年7月1日(一部の製品は平成25年10月1日)から**平成26年9月30日**までに購入した木材製品(スギ、ヒノキ、カラマツ等の対象木材を過半使用するものなど)、木質ペレットストーブ・薪ストーブ

【発行ポイント数】(1ポイント=1円相当)

○ 木材製品・木質ペレットストーブ・薪ストーブ: 1製品あたり10万ポイント(上限)
※ 発行期間等については、ポイントの発行状況等により変更する可能性があります。

【事業実施主体】

公益社団法人国土緑化推進機構

詳しくは[木材利用ポイント](#)のページでご確認いただけます。